

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正（第一条及び第二条による改正関係）

一 一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の開始の欠格事由の追加
次に掲げる者を一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として追加するものとする。 （第六条及び第十七条関係）

(一) 一般労働者派遣事業の許可を取り消された者又は特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（欠格事由に該当したことによる取消し等の場合については、当該法人が第六条第一号又は第二号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消し等の原因となった事項があつた当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、名称を問わず、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）（三）において同じ。）であつた者で、当該取消し等の日から五年を経過しないもの

(二) 一般労働者派遣事業の許可の取消し又は特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。（三）において「廃止届出者」という。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(三) 廃止届出者が法人である場合において、(二)の通知の日前六十日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(四) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(五) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(六) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

二 労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務の創設

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとの派遣労働者の数、労働者派遣の

役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額（二において「労働者派遣料金額」という。）から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者派遣料金額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならないものとする。 （第二十三条第四項関係）

三 紹介予定派遣

労働者派遣契約の締結に際し、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の紹介予定派遣に関する事項を定めなければならないものとする。 （第二十六条第一項関係）

四 期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為

（一） 期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁

労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならぬこととする規定について、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を期間を定めないで雇用される労働者の中から特定することにつき当該労働者

派遣契約の当事者が合意したときは、これを適用しないものとする。 (第二十六条第七項関係)

(二) 特定についての差別的取扱いの禁止

労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、派遣労働者の特定について、年齢又は性別を理由として、差別的取扱いをしてはならないものとする。 (第二十六条第八項関係)

五 有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等

派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であった者その他の期間を定めないうで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。

五において「有期雇用派遣労働者等」という。）の希望に応じ、次のいずれかの措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第三十条関係)

(一) 期間を定めずに雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、

又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めずに雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

(二) 当該派遣元事業主が職業紹介を行うことができる場合にあっては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

(三) (一)及び(二)のほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めずに雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めずに雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

六 派遣労働者の職務の内容等を勘案した賃金の決定

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に係る一般の賃金水準その他の事情を考慮しつつ、その雇用する派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金を決定するように努めなければならないものとする。 (第三十条の二関係)

七 その他派遣労働者等の福祉の増進

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者等について、希望、能力及び経験に応じた就業及び教育訓練の機会の確保等必要な措置を講じ、これらの者の福祉の増進を図るように努めなければならないものとする。 (第三十条の三関係)

八 待遇に関する事項等の説明

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならないものとすること。（第三十一条の二関係）

九 期間を定めないで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務

派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けることができる期間に制限のない業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れている場合の、当該派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしなければならないこととする規定について、当該派遣労働者について期間を定めないで雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、これを適用しないものとすること。（第四

十条の五関係）

十 派遣先に対する措置

(一) 法違反の是正に係る勧告

派遣先に対する法に違反した場合の是正の勧告について、指導又は助言の前置を要しないものとする。 (第四十九条の二第一項関係)

(二) 派遣先に対する労働契約の申込み勧告

厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者 (二)において「役務提供先」という。) が次のいずれかに該当しており、かつ、当該労働者派遣に係る派遣労働者から当該役務提供先に雇用されることの希望を有する旨の申出があつた場合において、当該役務提供先が当該派遣労働者を雇用することが適当であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該役務提供先に対し、当該派遣労働者に対する労働契約の申込みをすべきこと及び当該労働契約に定める賃金その他の厚生労働省令で定める労働条件を当該派遣労働者の派遣就業に係るものに比べて低下させることのないように適切な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。 (第四十九条の二第二項関係)

イ 第四条第三項の規定に違反してその指揮命令の下に派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させ、又は第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項の規定に違反して労働者

派遣の役務の提供を受けたとき。

ロ 当該労働者派遣に係る契約の内容及び業務の処理の实情、この法律の規定の遵守の状況その他の事情を勘案して第四十条の二第一項の規定に違反するおそれがあると認めるとき。

十一 一般労働者派遣事業の許可取消し及び特定労働者派遣事業の事業廃止命令に係る事由の追加

十二(三)の指示を受けたにもかかわらず、なお十二(一)又は十二(二)に違反したときを、一般労働者派遣事業の許可の取消し及び特定労働者派遣事業の廃止の命令に係る事由に追加するものとする。 (第十

四条第一項及び第二十一条関係)

十二 関係派遣先への労働者派遣の制限

(一) 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、(二)に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第二十三条第三項関係)

(二) 派遣元事業主は、厚生労働省令で定める特殊の関係のある者(二)において「関係派遣先」という。

一)に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合(一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、当該派遣元事業主が雇用する

派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の八十以下となるようにしなければならないものとする。

(第二十三条の二関係)

- (三) 厚生労働大臣は、(一)又は(二)に違反した派遣元事業主に対し、指導又は助言をした場合において、その者がなお(一)又は(二)に違反したときは、当該者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。 (第四十八条第三項関係)

十三 日雇労働者についての労働者派遣の禁止

- (一) 派遣元事業主は、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないものとする。 (第三十五条の三第一項関係)

- (二) 厚生労働大臣は、(一)の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第三十五条の三第二項関係)

十四 離職した労働者についての労働者派遣の禁止

(一) 派遣元事業主は、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受けたならば(二)に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならないものとする。 (第三十五条の四関係)

(二) 派遣先は、労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないものとする。 (第四十条の六関係)

十五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正（第三条及び第四条による改正関係）

一 派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令（第四十六条関係）

(一) 行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（二）において「労働者派遣法」という。）に規定する派遣先の事業主に対して、労働者災害補償保険法の施行に必要と報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

(二) 行政庁は、船員職業安定法に規定する船員派遣（二）において「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

二 派遣先の事業の事業場等への立入検査（第四十八条第一項関係）

(一) 行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(二) 行政庁は、船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

三 罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正（第五条による改正関係）

一 シルバー人材センターについて、届出により、有料の職業紹介事業を行うことができるものとする。

と。（第四十二条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 その他

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二十一年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の十一から十四まで、十五の一部、第三の一については平成二十二年四月一日から、第二の一(二)、二(二)及び三の一部については雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から第十条関係）

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとする。

三 政府は、第一の十三の施行前に日雇労働者として派遣就業をしていた派遣労働者その他の派遣労働者の雇用の安定を図るため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 （附則第十一条関係）

四 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要

があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第十二条関係)